

一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県名張市百合が丘西5番町13番地百合が丘市民センターに置く。

2 この法人は、理事会の決議を得て従たる事務所を必要な地域に置くことが出来る。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 当法人は、名張市青蓮寺・百合が丘地域づくりを進めることで、地域社会の健全な発展及び快適な生活環境づくりに寄与することを目的として次に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防災、自主防犯、交通安全に関する事業
- (2) 人権の尊重、健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 地域の環境及び景観の保全に関する事業
- (4) 高齢者の生きがいづくりに関する事業
- (5) 子どもの健全育成に関する事業
- (6) 地域文化の継承及び創出に関する事業
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関する事業

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関する事業

(9) 名張市との委託契約等に基づき行う事業

(10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(活動地域)

第6条 第5条で定めた目的達成に向け当法人が活動する名張市青蓮寺・百合が丘地域とは、名張市夏見の横内地域・青蓮寺全域・南百合が丘全域・百合が丘全域を指す。

第3章 社員等

(会員の資格)

第7条 当法人の会員は、第6条に定めた地域に居住し、当該地域の地区自治会に入会している者（改正以前において既に協議会の会員になっている者を除く。）及び事業を行う個人・通学者・通勤者並びに第6条に定めた地域で活動し且つ当法人が認めた各種団体・法人。

(入会)

第8条 当法人の会員の入会については、地区自治会が委任を受けて、当法人に入会届を提出する。

(代議員制の採用)

第9条 この法人の社員（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね会員70人の中から1人の割合をもって選出される18歳以上の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いは、四捨五入とする。）

2 代議員の選出は、各地区自治会に属する会員が、当該地区自治会によって定めた代議員選挙を行うことをもってする。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。

3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員の任期は、選任の1年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該提訴が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合には、各自治会に属する会員が、当該地区自治会の定める代議員選挙を行うことによって補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第114条に基づきその責任の一部については、理事又は監事にその任務を怠ることに故意又は重大な過失がないときは、理事会の過半数にあたる決議によってその責任を免除することができる。

(経費の負担)

第10条 会員は、当法人の目的を達成するため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社等)

第11条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 前条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は、第6条に定める活動区域外に居住地等を移転する第7条に定める会員の資格の要件をなくしたとき。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から2カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 不可欠特定財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事の選任は、社員総会に於いて、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上29名以内
 - (2) 監事 6名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とし副理事長とする。
 - 4 代表理事は当会の会長とし、副理事長は副会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、毎定時社員総会において監事の半数を改選する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事には、定時社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿並びに社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 解散

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が解散したとき残存する財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は名張市に帰属させるものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 三重県名張市百合が丘東一番町127番地
氏名 藤井信夫

設立時社員 住所 三重県名張市百合が丘東七番町192番地
氏名 中川一彦

設立時社員 住所 三重県名張市南百合が丘154番地
氏名 川平勉

設立時社員 住所 三重県名張市百合が丘西三番町51番地
氏名 齋藤公太郎

設立時社員 住所 三重県名張市青蓮寺481番地
氏名 雪岡弘雄

(定款に定めがない事項)

第40条 本定款に定めがない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年5月12日

(附則)

この定款は、平成27年5月17日から施行する。

(附則)

この定款は、2019年5月19日から施行する。